

下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 6 月 30 日

下呂市長 山 内 登



令和 8 年下呂市告示第 192 号

下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例（令和 6 年下呂市条例第 43 号）及び下呂市中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、本市の人口減少を抑制し、地域経済の持続的な発展及び市民生活の利便性向上に大きく寄与する戦略的商業誘致施設を呼び込むため、予算の範囲内において下呂市戦略的商業誘致補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、下呂市補助金等交付規則（平成 16 年下呂市規則第 45 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戦略的商業誘致施設 市外への購買力流出の抑制、若年層等の定住促進及び市民の日常生活における利便性の向上を図るために誘致する施設であって、高い集客力を有し、全国的な知名度を持つ店舗又は当該店舗を含む複合商業施設をいう。
- (2) 戦略的誘致エリア 国道 41 号沿道の未利用地又は駅周辺の市内で活性化が必要なエリアとして市長が指定する区域をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第 1 条に規定する目的を達成するために誘致する戦略的商業誘致施設の建設等整備に係る事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業その他の公的な資金の使途として社会通念上不適切であると市長が認める事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める事業

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 補助金の対象となる経費（以下第 2 項及び第 3 項において「補助対象経費」という。）は、店舗

の建設費、外構工事費、厨房機器等の設備導入費、上下水道引込等とする。

2 前項の規定にかかわらず、物価高騰や深刻な人手不足等の社会情勢の変化に鑑み、初期の円滑な営業又は運営体制の確立に必要であると市長が特に必要と認める経費については、補助対象経費に含めることができる。

3 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、1億5,000万円を限度とする。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、消費税及び地方消費税額は補助対象外とする。

(補助対象者の要件)

第5条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、戦略的誘致エリア内に开店する事業者であつて、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 土地取得費を除く初期投資総額（店舗の建設費及び設備費等の総額）が2億円以上であること。
- (2) 次条に規定する公募型プロポーザル方式において選定され、市と事業化に関する協定等を締結した者（以下「優先交渉権者」という。）であること。
- (3) 営業開始から10年以上の事業を継続することが確実であり、このことについて誓約していること。
- (4) 店舗の建設・施工時における市内企業の積極的な活用に努めるとともに、営業開始後における店舗の清掃、警備、設備保守、事務消耗品等の調達について、市内事業者へ優先的に発注し、地域内経済循環に努めること。
- (5) 災害時における食料等物資の供給及び一時避難場所（駐車場等）の提供に関する協定を市と締結すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）等の反社会的勢力若しくは反社会的勢力と関係を有する者又は反社会的勢力から出資等資金提供を受けている者（法人の場合はその役員を含む。）

- (2) その他市長が適当でないと認める者

(優先交渉権者の選定等)

第6条 優先交渉権者の選定は、公平性及び透明性を確保するため、公募型プロポーザル方式により行うものとし、その選定に必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第7条 前条の規定により選定された優先交渉権者が補助金の交付を受けようとするときは、事業に着手する前に、下呂市戦略的商業誘致補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下呂市戦略的商業誘致補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。この場合において、補助対象者が営業を開始した日から10年を経過する前に事業施設の廃止、休止又は市外への移転があったときは、営業した期間に応じた割合の補助金を返還しなければならないこと、又は補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、それに係る必要な条件を付することができる。

（変更交付申請及び変更交付決定通知）

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書及びその添付書類の内容に著しく変更が生じたとき、又は交付決定を受けた補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに下呂市戦略的商業誘致補助金交付変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、下呂市戦略的商業誘致補助金交付変更・中止承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、下呂市戦略的商業誘致補助金実績報告書（様式第5号）に、市長が別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する報告を受けた場合において、書類の審査及び現地調査等を行い、補助金の交付目的に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、下呂市戦略的商業誘致補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 前条第2項の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、下呂市戦略的商業誘致補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたと認められるときは、その交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定のほか、営業開始日の翌日から起算して10年を経過する日までに、事業施設の廃止、休止又は市外への移転があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、その交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- （1） 営業開始日の翌日から3年未満：交付額の全額
- （2） 3年以上5年未満：交付額の70パーセント

(3) 5年以上7年未満：交付額の50パーセント

(4) 7年以上10年未満：交付額の20パーセント

3 市長は、前2項の規定により交付決定を取り消したときは、下呂市戦略的商業誘致補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助対象事業の承継）

第12条 合併、営業譲渡その他の事由により補助対象事業の承継をする場合は、被承継者及び承継者は、あらかじめ下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認申請書（被承継者用）（様式第9号）及び下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認申請書（承継者用）（様式第10号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認書（様式第11号）により通知するものとする。

（財産の処分及び管理）

第13条 補助事業者は、事業完了日の属する年度の終了後10年を経過する日までに、補助金により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認なく交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の規定による財産の処分の承認をした補助事業者に対し、当該財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

3 補助事業者は、補助金により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

（関係図書の保存）

第14条 補助事業者は、補助対象事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類について、事業完了年度の終了後から10年間保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月30日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名 印
(連絡先)

下呂市戦略的商業誘致補助金交付申請書

次のとおり補助金の交付を受けたいので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 法人等の概要

(1) 本社所在地

(2) 資本金

(3) 従業員数

(4) 業種及び営業内容（具体的に記入してください。）

(5) 財務状況（過去 3 か年）

（単位：千円）

年度 区分	年度	年度	年度	備考
売上高				
営業利益				
経常利益				
当期純利益				

3 事業計画

(1) 立地計画

ア 建設施設の名称

イ 建設地住所

ウ 建設を予定している施設の概要（具体的に記入してください。）

業種：

運営事業者：

施設の内容（付帯設備、その他）：

エ 事業用定期借地権設定契約締結予定日 年 月 日

オ 建設工事着工予定日 年 月 日

カ 建設工事竣工予定日 年 月 日

キ 営業開始予定日 年 月 日

ク 敷地面積 m^2

ケ 建築面積 m^2 （ 階建て）

コ 延床面積 m^2

サ 設備投資額 円

（単位：千円）

区 分	投資額	うち補助対象額	備 考
調査設計計画費			
造成費			
建設費			
機械・設備費			
その他の償却資産※			
その他			
計			

※構築物、車両・運搬具、工具・器具・備品

（注）消費税・地方消費税額を除く。

シ 従業員数（第三者雇用の従業員を含む。）

（単位：人）

区 分	正規従業員	うち市内者※	その他	うち市内者※	備 考
新規採用					
既採用					

※ 市内者とは、市内に住民票のある者

4 添付書類

- (1) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（個人にあっては、住民票に記載されている事項を記載した書類）
- (2) 定款又は規約等の写し
- (3) 事業概要書
- (4) 建設工事計画書
- (5) 事業実施場所を示す位置図、平面図及び付近見取図
- (6) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

下呂市長

印

下呂市戦略的商業誘致補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下呂市戦略的商業誘致補助金について、次のとおり交付することを決定したので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 補助金の交付決定額

円

2 交付条件

- (1) この補助金等は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。イ 中止し、又は廃止するとき。
 - ウ 予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- (3) 補助事業等が完了したときは、所定の期間内に下呂市戦略的商業誘致補助金実績報告書（様式第5号）を提出してください。
- (4) 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度から起算して10年間整備保存しなければなりません。
- (5) 市長が必要であると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。
- (6) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (7) 下呂市補助金等交付規則及び下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。
- (8) 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条の規定に準じて計算した延滞金を市に納付しなければなりません。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名 印
(連絡先)

下呂市戦略的商業誘致補助金交付変更・中止承認申請書

年 月 日付け産振第 号にて交付決定のあった補助対象事業について、下記のとおり変更・中止したいので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業施設の名称
- 2 事業施設の建設地
- 3 変更・中止の理由

4 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

5 添付書類

変更内容の確認又は説明に必要な書類

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

下呂市長 印

下呂市戦略的商業誘致補助金交付変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の変更・中止について、次のとおり承認したので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第8条第2項の規定により、通知します。

- 1 事業施設の名称
- 2 事業施設の建設地
- 3 変更の内容
- 4 変更・中止の条件

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名 印
(連絡先)

下呂市戦略的商業誘致補助金実績報告書

上記補助金の交付について、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請するとともに、実績を報告します。

記

1 補助事業の目的及び内容 別紙補助事業実施報告書のとおり

2 交付決定番号 年 月 日 第 号

3 補助事業に要する経費 円

4 補助対象経費 円

5 補助金交付申請額 円

6 補助事業の開始及び完了期日 年 月 日 から

年 月 日 まで

7 添付書類

(1) 別紙 補助事業実施報告書

(2) 支払を証する書面（領収証等の写し）

(3) 土地及び建物の登記事項証明書、並びに償却資産明細書

(4) その他市長が必要と認める書類

補助事業実施報告書

- 1 事業施設の名称
 2 事業施設の所在地
 3 建設した施設の概要（具体的に記入してください。）

業種：

運営事業者：

施設の内容（付帯設備、その他）：

- 4 建設工事着工日 年 月 日
 5 建設工事竣工日 年 月 日
 6 営業開始日 年 月 日
 7 敷地面積 m²
 8 建築面積 m²（ 階建て）
 9 延床面積 m²
 10 設備投資額 円 （単位：千円）

区 分	投資額	うち補助対象額	備 考
調査設計計画費			
造成費			
建設費			
機械・設備費			
その他の償却資産※			
その他			
計			

※構築物、車両・運搬具、工具・器具・備品

（注）消費税・地方消費税額を除く。

- 11 従業員数（第三者雇用の従業員を含む。） （単位：人）

区 分	正規従業員	うち市内者※	その他	うち市内者※	備 考
新規採用					
既採用					

※ 市内者とは、市内に住民票のある者

第 号
年 月 日

様

下呂市長

印

下呂市戦略的商業誘致補助金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付額については、次のとおり確定したので、
下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

1 補助金の交付確定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金等は、下呂市補助金等交付規則及び下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長が必要あると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせます。
- (3) 補助事業実績報告書にて報告をした営業開始日に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければなりません。
- (4) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (5) 下呂市補助金等交付規則及び下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金等の返還を求めます。
- (6) 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の完了の年度から起算して 10 年間整備保存しなければならない。

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名
(連絡先

印
)

下呂市戦略的商業誘致補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で通知のあった下呂市戦略的商業誘致補助金を、下記のとおり交付されるよう、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

口座名義人		フリガナ										
		氏 名										
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)		店名		種別	口 座 番 号							
	銀 行 金 庫 農業協同組合 信用組合	本 店 支 店 支 所 出張所		1 普通 2 当座								
ゆうちょ銀行		通帳記号			通 帳 番 号							
		1			0							

※番号は右づめで記入してください。

第 号
年 月 日

様

下呂市長

印

下呂市戦略的商業誘致補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定をした下呂市戦略的商業誘致補助金について、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第 11 条第 3 項の規定により、交付決定を取り消しましたので通知します。

また、同条の規定により、下記金額を返還するよう求めます。

記

1 取消しの理由

2 補助金返還額 円

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名 印
(連絡先)

下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認申請書
(被承継者用)

みだしについて、弊社の一切の権利義務を下記により
へ承継したいので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第12
条第1項の規定により申請します。

記

- 1 承継者 住所
名称
代表者名
- 2 交付決定番号 年 月 日 第 号
- 3 事業施設の名称
- 4 事業施設の所在地
- 5 承継を必要とする理由
- 6 承継（予定）年月日 年 月 日
- 7 添付書類
承継内容の確認又は説明に必要な書類

年 月 日

下呂市長 様

申請者 住所
名称及び
代表者名 印
(連絡先)

下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認申請書
(承継者用)

みだしについて、下記のとおり補助事業を承継し、継続して実施したいので、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により申請します。

記

- 1 被承継者 住所
名称
代表者名
- 2 交付決定番号 年 月 日 第 号
- 3 事業施設の名称
- 4 事業施設の所在地
- 5 承継を必要とする理由
- 6 承継（予定）年月日 年 月 日
- 7 添付書類
承継内容の確認又は説明に必要な書類

様式第 11 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

下呂市長 印

下呂市戦略的商業誘致補助金補助対象事業承継承認書

年 月 日付けで申請のあった下呂市戦略的商業誘致補助対象事業の承継について、下呂市戦略的商業誘致補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

記

1 承継者 住所
名称
代表者名

2 交付決定番号 年 月 日 第 号